

■労働関係指標

完全失業率	7月の完全失業率(季節調整値) 3.3% (前月差 0.1 ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.21倍 (前月より 0.02 ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,378万人 3か月ぶりの減少(前月差 13万人減)	定期給与	現金給与総額(原数値) 367,551円 (前年同月比 0.6%増)

Topics 1. 健康保険における変更点

今回は、本年5月27日成立の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成28年4月1日より施行される2つの変更点についてお伝えします。

1. 健康保険の標準報酬月額引き上げ

現在、健康保険および船員保険の保険料算定の基礎となる標準報酬月額は全47等級(上限121万円、下限5.8万円)ですが、これが全50等級(上限139万円、下限5.8万円)に引き上げられます。また、標準賞与額も併せて見直され、年間上限が540万円から573万円に引き上げられます。

<標準報酬月額の上限 ※第48級以上を追加>

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

2. 傷病手当金と出産手当金の日額計算方法の見直し

傷病手当金・出産手当金の支給額は、直前の標準報酬月額を基準にして決定されます。しかしここ数年、申請前にあえて給料を高くして標準報酬を上げ、高額の手当金を受け取るといった不正の疑いが浮上している実態をふまえ、参照する標準報酬月額を一定期間(直近の継続した12ヶ月)の平均にすることが決定されました。

Topics 2. 平成27年度最低賃金額の改定

東京労働局長は、東京都最低賃金を19円引き上げ時間給907円に改正することを決定しました。効力発生日は10月1日となります。全ての従業員の賃金が最低賃金を下まわらないよう、ご注意ください。

最低賃金額は、全国で改定が決定しています。該当する地域の最低賃金額をあらためてご確認ください。

<最低賃金の対象となる賃金とは?>

次の金額は、最低賃金に含まれません。

- ・精皆勤手当、通勤手当および家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与)
- ・臨時に支払われる賃金(慶弔見舞金等)
- ・時間外労働、休日労働および深夜労働の手当

※みなし残業代として固定で支払っている残業代も除外します。

※最低賃金は全ての従業員に適用されます。(試用期間中、アルバイト、派遣社員等雇用形態を問いません。)

※派遣社員は派遣先事業所の所在地の最低賃金が適用されます。

Topics 3. マイナンバー制度

第5回目【安全管理措置②】

前号のマロニエ通信で、全面にわたりマイナンバー制度導入に伴う実務のポイント及び弊社の取扱いについて特集しましたが、シリーズ第5回目は、外注等、委託する際の注意点についてです。

1. 委託の取扱い

個人番号関係事務の全部又は一部の委託をすることは可能ですが、番号法では、委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。

2. 「必要かつ適切な監督」とは

- ①委託先の適切な選定
- ②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- ③委託先における特定個人情報の取扱い状況の把握

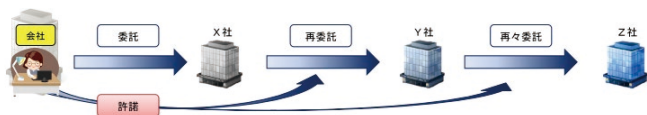
- ①委託先の選定(義務)：委託者は、委託先の設備・技術水準・教育・経営環境をあらかじめ確認する必要があります。
- ②委託先との契約内容(義務)：秘密保持義務、特定個人情報持出し禁止、特定個人情報目的外利用禁止、再委託の条件、漏洩時の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の廃棄、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込む必要があります。
- ③取扱い状況の把握(努力義務)：特定個人情報を取り扱う委託先の担当者の明確化、委託先に対して実地の調査を行うことができるように規定等を盛り込むことが望ましいです。

3. 再委託

委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。



委託先が再委託する場合は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託できます。



編集後記《霜 月》 亀になる季節

今年も残すところ、あと2ヶ月となりました。気温も徐々に下がり、秋から冬へと季節が移り変わりつつありますね。毎年この季節になると迷う事があります。それは、こたつをいつ出すかどうかです。まだこの季節、こたつを使うには暖かい日もありますので気温が下がったちょうど良いタイミングでこたつを出すようにしています。

私はこたつが大好きです。エアコンもいいですが、やはり冬はこたつに

Topics 4. 海外居住者をどう扱うか

世界中どこでも、国の法律はその国に居住している人を対象に適用されることが基本です。一方、その国に居住していなくても、国籍を持っていれば適用される法律も存在します。以前から感じていましたが、日本では、日本人が自国に居住していることを前提に法律や社会システムが作られているようです。

米国では、基本的に税法は米国民権保有者に適用され、米国外に居住していても毎年 IRS (内国歳入庁) に確定申告せねばなりません。また、日本でいうマイナンバーに相当する SSN (社会保障番号) は米国外に居住していても必要となり、税務申告以外にも、例えば老齢年金の給付請求時には必須となります。

一方、日本でこの度導入されるマイナンバーですが、日本に住民票のある人が対象となりますので、海外居住で住民票のない人には付与されないこととなります。年金事務所に問い合わせると、「マイナンバーがなくとも、海外居住であった旨を申告してもらえば、将来給付請求する際に不利になることはありません」と回答されますが、それではそもそもマイナンバーは要らないのではないかという疑念も湧きます。少なくともオンラインで種々の手続きができるマイナポータル (2017年1月導入予定) はマイナンバーがなければ利用できませんから、不安を訴える海外居住者の話を伺ったこともあります。

海外在住日本人が選挙に投票できるようになったのも、比較的最近の2000年からでした。どうも日本という国は、極東の島国という歴史からか、海外に居住する自国民のことはあまり考えずに制度ができてしまう傾向があるようです。しかし、TPPも大筋合意され、日本を取り巻く環境はますますグローバル化が進んでいきます。今後は、海外に居住する日本人が後顧の憂いなく活躍できるよう、海外居住者のことも考慮したシステムを作り上げていく必要があるのではないのでしょうか。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

限ります! 家族や友人とこたつを囲んで鍋を食べると自然と会話は盛り上がり寒い冬も賑やかに過ごせるからです。そして家族や友人がいない一人の時には私はこたつを背負った亀になります。こたつに潜りながらミカンを食べ映画を見る…家族や友人と賑やかに過ごす時と同じくらい私にとって冬場の楽しみです。これから気温も下がり気分も下向きになりがちな季節になりますが、そんな季節もこたつの力で心も体も温めて今年も乗り切っていこうと思います。(邦)



Facebook 始めました★ いいね! お待ちしています♪
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



ホームページリニューアルしました。
ぜひご覧ください。

<http://www.arcandpartners.com/>

社労士法人アーク&パートナーズ 検索